

第129回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

平成25年12月11日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午前 10 時 28 分 開会

○横山計画課長 それでは、定刻でございますので、ただいまより第129回東京都自然環境保全審議会を始めさせていただきますと思います。

私は、環境局自然環境部計画課長の横山でございます。

座って進行させていただきます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、新たに委員になられた方々を御紹介させていただきます。

お手元の参考資料1「第21期東京都自然環境保全審議会委員名簿」を御覧ください。

新委員の方には、○印をつけさせていただいておりますが、最初に、本年6月の東京都議会議員選挙において御当選され、当審議会の委員に御就任いただくこととなりました皆様を御紹介させていただきます。

近藤充委員でございます。

○近藤（充）委員 おはようございます。

都議会自民党の近藤充でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○横山計画課長 林田武委員でございます。

○林田委員 林田でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○横山計画課長 東村邦浩委員でございます。

○東村委員 東村邦浩でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○横山計画課長 河野ゆりえ委員でございます。

○河野委員 おはようございます。

日本共産党都議団の河野ゆりえです。

よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 西沢けいた委員でございます。

○西沢委員 遅くなりまして失礼いたしました。

民主党の西沢でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○横山計画課長 ありがとうございます。

次に、前回の本審議会に御欠席されたため、御紹介できていない委員の皆様を御紹介させていただきます。

石川幹子委員でございます。

○石川委員 石川でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○横山計画課長 三浦慎悟委員でございます。

○三浦委員 三浦でございます。

よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 坂本義次委員でございます。

○坂本委員 坂本です。

よろしくお願いします。

○横山計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、前回、他の公務と重なり、欠席をさせていただきました環境局長の長谷川より一言、御挨拶をさせていただきます。

○長谷川環境局長 環境局長の長谷川でございます。

本年7月に前任の大野から交代をいたしました。大変御挨拶が遅れて恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

本日は、年末の大変お忙しい中、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

第129回東京都自然環境保全審議会の開催に当たりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、日頃から東京都の自然環境行政に対しまして、御指導、御鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございます。

東京都は、水と緑の保全と再生あるいは自然とのふれあい、野生動物、植物の保護など、さまざまな自然環境施策を行っておりますけれども、昨年5月には、生物多様性の保全に向けた基本戦略として「緑施策の新展開」というものを策定しております。

これまで「緑の量」の確保に重きを置いて全庁的に施策を進めておりますけれども、この戦略により、生き物などに配慮して「緑の質」の向上も目指すこととしております。

この戦略では、緑にかかわる行動を「まもる」「つくる」「利用する」の3つの方針に分類しております。

まず「まもる」取組に関しましては、少々御紹介させていただければ、皆様に御審議いただいております「開発の許可」ですとか、あるいは「保全地域の指定」などの取組を着実に実施してまいりますとともに、生物多様性を維持向上させていくために、保全地域の管理に際しては、これまで以上に、希少種の保全に重点を置いてまいりたいと考えております。

次に「つくる」取組に関しましては、今年度から、区市町村の在来種植栽を支援する取組を開始しております。在来種の緑化が普及いたしますと、在来の鳥ですとか、昆虫を身近に感じる機会が増えまして、そういった生き物に対する都民の関心が高まって、生物多様性の理解にも寄与するのではないかと期待しております。

そして「利用する」取組でございますけれども、都内には、ミシュランガイドで三つ星評価を受けております高尾山など、自然に親しめる場所が数多くございます。今後も自然公園施設などの改修をはじめ、魅力を向上させる対策を着実に実施してまいりたいと考えております。

今年の9月には、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定いたしましたけれども、これは東京の魅力の1つとして自然の魅力を海外の方々に御覧いただくとともに、自然環境政策への取組を世界に示すという点でも、よい機会であると考えております。

引き続き、皆様方には、これまでの御経験を踏まえて、幅広い視点から御審議いただきたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほど、なにとぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、温泉動力の装置の案件2件、温泉掘削の案件2件の計4件につきまして御審議をお願いしております。忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○横山計画課長　続きまして、資料について確認させていただきます。

お手元に配付してございます資料は、

資料1-1　小金井市梶野町の温泉動力の装置について

資料1-2　ケーシング図及び地質柱状図

資料2-1　練馬区桜台の温泉動力の装置について

資料2-2　ケーシング図及び地質柱状図

資料3-1　江戸川区船堀の温泉掘削について

資料3-2　ケーシング図及び予想地質柱状図

資料4-1 神津島村鏑崎の温泉掘削について

資料4-2 ケーシング図及び予想地質柱状図

また、参考資料といたしまして、

参考資料1 第21期東京都自然環境保全審議会委員名簿

参考資料2 諮問文（写し）

参考資料3 温泉動力の装置の許可に係る審査基準

参考資料4 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について

参考資料5 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて

以上でございます。

お手元に資料はございますでしょうか。

不足する資料がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして、会議の定足数について御報告いたします。

本日現在の審議会委員及び臨時委員の総数は、37名でございます。

ただいまの出席者数は、31名でございます。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の会議の進め方について、御説明いたします。

本日は、諮問第400号から諮問第403号までの4件、いずれも温泉部会での審議案件につきまして御審議いただきます。

まず、事務局から4件まとめて概要を説明した後、温泉部会長から部会での審議結果をまとめて御報告していただいた上で、皆様に御審議をいただきたいと存じます。

なお、審議に当たり御発言いただく場合は、机上のボタンを押し、マイクのスイッチを入れていただきますようお願いいたします。

私からの御説明は以上でございます。

それでは、以後の進行につきましては、福永会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○福永会長 はい、わかりました。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

審議会運営要領第6によりまして、この会議は公開となっておりますので、傍聴を認めた

いと思います。

傍聴者の方の御入場をお願いいたします。

(傍聴者入室)

○福永会長 よろしいですか。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

本日、御審議をいただきます案件の諮問文は、参考資料 2 といたしまして、お手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、まず、

「諮問第400号 小金井市梶野町の温泉動力の装置について」

「諮問第401号 練馬区桜台の温泉動力の装置について」

「諮問第402号 江戸川区船堀の温泉掘削について」

「諮問第403号 神津島村錆崎の温泉掘削について」

この 4 件について、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○田中水環境課長 環境局自然環境部水環境課長の田中でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、温泉動力の装置案件が 2 件、温泉掘削案件が 2 件でございます。

御説明の流れですが、まず、私、事務局より、お手元の資料の左上にあります「申請概要」を 4 件一括して御説明させていただきます。

その後、田中温泉部会長から、下の二重線の枠内の、許可基準への適合状況と温泉部会における審議内容につきまして、4 件一括して御説明をいただきたいと思いますと考えてございます。

なお、お手元の資料のうち、それぞれ枝番 2 の資料につきましては、一部、東京都情報公開条例第 7 条第 3 号に規定する情報が含まれております。非開示情報に当たるものと考えてございますので、当該資料の取扱いに御注意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、資料 1-1 を御覧いただきたいと思います。

「諮問第400号 小金井市梶野町の温泉動力の装置について」、御説明いたします。

申請者は、株式会社ファンメディア、利用目的は浴用でございます。

申請地の住所は小金井市梶野町五丁目で、図 2 及び写真③のとおり、J R 中央線東小金井駅に近い場所でございます。この地域は、現在、区画整理事業が施行中であり、申請者は換

地により申請地を取得しているという状況でございます。

当温泉は、平成24年6月12日付で掘削を許可され、工事が完了したことから、動力装置の許可申請がなされたものです。

温泉の現況としましては、深さ1,430m、取水深度は1,177～1,419m、湧出量は毎分200リットルで、温度37.1度、泉質はナトリウム－塩化物強塩温泉となっております。

申請する動力は、出力5.5キロワット、吐出口断面積12.56cm²、吐出量は毎分90リットルです。

利用施設としては、申請者のオフィスとマンションの複合ビルの建築が計画されておりまして、社員の福利厚生施設やマンション住民用の共同浴場が設置される予定でございます。

なお、この浴場を一般に開放する予定はないとのことでございます。

掘削申請時の計画揚湯量は、日量88m³でしたが、施設計画上、このたび日量55m³に減少しての申請となっております。

周辺の状況ですが、図2に緑の四角でお示いたしました。周辺1km以内に水道水源井戸が複数存在してございます。掘削許可時にはこれらの井戸への配慮を許可条件として付しましたけれども、工事中、濁り等の影響は報告されておりません。

また、湧水については、周辺1km以内に存在いたしませんけれども、小金井市及び三鷹市から環境保全に関する意見がございました。温泉法を遵守した適正な揚湯量とすることや、雨水浸透施設を設置することなど、いずれも地下水保全に配慮するよう申請者に求めるものでございます。

本申請の概要は以上でございます。

それでは、次の案件を御説明させていただきます。

資料2-1を御覧いただきたいと思います。

「諮問第401号 練馬区桜台の温泉動力の装置について」、御説明をいたします。

申請者は個人の方でございまして、現在、現地におきまして銭湯を営んでおられます。

申請地は、練馬区桜台四丁目で、図2のとおり、西武池袋線桜台駅の北側に位置してございます。

申請者は、今回、浴場施設の改築に合わせて新たに温泉井戸を掘削いたしました。

掘削は、平成25年1月8日付で許可され、工事が完了したことから動力装置の許可申請がなされたものでございます。

温泉の現況としましては、深さ1,500m、取水深度は1,318.17～1,406.33m及び1,417.35

～1,494.49mでございます。湧出量は毎分339リットル、温度は41.6度、泉質はナトリウム－塩化物強塩温泉となっております。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積12.5cm²、吐出量は毎分100リットルでございます。

利用施設は銭湯で、掘削申請時の計画揚湯量は日量126m³でございましたが、施設計画上、このたび日量68m³に減少しての申請となっております。

周辺の状況ですが、図2及び写真③にお示しいたしましたとおり、申請地の北側約900mの、石神井川の護岸の水抜き穴から湧水がございますが、掘削時にはこの湧水への影響は報告されておられません。また、1km以内に水道水源井戸はございません。

本申請の概要は以上でございます。

それでは、次の案件を御説明させていただきたいと思います。

資料3-1を御覧いただきたいと思います。

「諮問第402号 江戸川区船堀の温泉掘削について」、御説明をいたします。

申請者は、株式会社コシダカ、利用目的は浴用でございます。

申請地は、江戸川区船堀一丁目で、都営新宿線船堀駅の北西約450mに位置しております既存の健康ランドです。

工事内容でございますが、掘削深度は200m、取水深度は130～200mを予定しております。

利用施設は健康ランドまねきの湯、揚湯量は日量49m³を計画してございます。

申請地の状況としましては、幹線道路に面しております。周辺には集合住宅のほか、ゴルフ練習場や大型スーパーなどがございます。

土地は借地でございます。温泉を掘削することについて、土地所有者の承諾を得ております。

また、図2に示しておりますが、周囲1km以内に既存源泉が2つ存在いたします。

いずれも銭湯の井戸で、深度は200mよりも浅い温泉となっております。

周辺に配慮を要する水道水源井戸及び湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

資料4-1を御覧いただきたいと思います。

「諮問第403号 神津島村錆崎の温泉掘削について」、御説明いたします。

申請者は、神津島村です。利用目的は浴用でございます。

申請地は神津島村鏑崎 1 番 1 でございます。図 1 に島の全体の地図がございますが、島の西側、海岸に近いところでございます。

今回は、神津島村が営む温泉保養センターに給湯しております、既存の鏑崎温泉の源泉に、老朽化や激しい腐食による不具合が生じていることから、それらに代わる新たな井戸の掘削を行う計画でございます。

工事内容ですが、掘削深度は220mを予定しており、掘削後の試験によりまして、取水深度を決定いたします。

利用施設は温泉保養センター、揚湯量は日量260m³を計画しております。

申請地の状況ですが、掘削予定地は、写真①にあります。温泉保養センターの駐車場の奥の敷地になってございます。土地は神津島村の所有でございます。

周辺 1 km以内には、図 2 にお示ししております鏑崎温泉の既存源泉である、2 号井、3 号井、4 号井及び、民宿が使用する湯柱温泉がございます。

神津島村に確認いたしましたところ、図 2 にございますとおり、申請地の南東約600mのところに、沢尻湾に流入する河川の源流となっている湧水が 2 カ所確認されております。

周辺 1 km以内に、水道水源井戸はございません。

他法令の関係といたしまして、申請地は富士箱根伊豆国立公園の第 2 種特別地域となっております。温泉井戸の掘削につきましては、環境大臣の許可を取得してございます。

また、海岸法の海岸保全区域でもあるため、施工前に同法の許可を取得する予定となっております。

既存源泉の状況でございますが、2 号井が老朽化のため泥の流入があり、3 号井はもともと水井戸として掘られたもので、温度が低く、休止中でございます。

4 号井は、温度が高温で、腐食が激しく、維持管理に多額の費用を要しているという現状でございます。

このため、今回、新規に掘削する井戸による運営が軌道に乗り次第、現在給湯している既存源泉、2 号井と 4 号井につきましては、順次廃止する方針でございます。

なお、島しょ地域は、揚湯量は源泉間距離の基準は適用されません。

以上、簡単でございますが、御審議いただく 4 件の諮問案件について、御説明をさせていただきました。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございました。

この件につきましては、温泉部会におきまして、御審議をいただいておりますので、その結果につきまして、田中部会長から御報告をお願いいたします。

○田中温泉部会長 温泉部会長の田中です。

よろしくお願いいたします。

これから御説明いたします諮問第400号から第403号の4件につきましては、平成25年11月19日の第2回温泉部会において審議を行いました。

私から、各資料の左下の二重の枠内に示しました「2. 本件に関する許可基準の適合状況」と「3. 温泉部会における審議内容」について、御説明いたします。

まず初めに、「諮問第400号 小金井市梶野町の温泉動力の装置について」、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、ここで参考資料4を御覧ください。これは平成17年1月17日に東京都自然環境保全審議会が答申をされたものでございます。

1の許可基準に示されているように、深度が500mを超える温泉を掘削する場合には、既存源泉から1km以上離れている必要がございます。

当温泉に関しましては、掘削許可の申請時に確認済みですが、周辺1km以内に既存温泉は存在いたしません。

それでは、資料にお戻りいただきまして、次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、申請地の周辺1km以内には、水道水源井戸が複数存在いたします。

ここで資料1-2を御覧ください。

この図は、今回の温泉井戸の構造と、地質の状況を模式図といたしまして、簡素化し、表現したものです。地質図では、水を通しやすい透水層を水色、通しにくい難透水層を黄色で表しております。

今回の温泉の取水深度は、井戸の構造図で「ストレーナー深度」とされている深度1,177mから1,419mの間です。

これに対しまして、周辺水道水源の深度は深くても250mであり、地質図からわかりますように、互いの取水深度の間には難透水層が複数存在することから、取水する透水層、帯水層とも言えますけれども、異なることがわかります。

また、井戸の構造図からわかりますように、地上から340mの深さまでは、ケーシング管の周囲にセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。

これらのことから、当温泉が水道水源井戸に影響を与える可能性は非常に低いと考えられます。

また、湧水については、周辺 1 kmの範囲内には存在いたしません、水道水源井戸と同様、湧水が湧出する地表近くの透水層の深度と当該温泉井戸の取水深度が異なることを確認しております。

それでは、もう一度資料1-1に戻りまして、次に、許可基準 3 の「温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であること」についてです。

申請地は、図 1 で示しましたように、吐出口断面積が 21cm^2 以下、1 日当たりの揚湯量が 150m^3 以下の規制基準地域となります。

本計画では、動力の吐出口断面積が 12.56cm^2 、1 日当たりの揚湯量は 55m^3 となっているため、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、小金井市や三鷹市といった周辺の自治体から、環境保全に関する意見があったことを受けまして、事業者に対しまして、地下水保全の配慮を行うよう求めました。これにつきましては、事業者は了承しております。

以上のことから、温泉部会では、小金井市梶野町における温泉動力の装置については、「許可相当」と判断いたしました。

続きまして、「諮問第401号 練馬区桜台の温泉動力の装置について」、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

まず、許可基準 1 の既存温泉への影響についてですが、先ほどの案件と同様、深度が500 mを超える温泉を掘削する場合には、既存源泉から 1 km以上離れている必要がございます。

当温泉に関しましても、掘削許可の申請時に確認済みですが、周辺 1 km以内には既存温泉は存在いたしません。

次に、許可基準 2 の水道水源井戸及び湧水への影響についてです。

図 2 及び写真③にありますように、掘削地点の北側、約900mの石神井川護岸に湧水が存在いたします。

ここで資料2-2を御覧ください。

先ほどと同様、井戸の構造図と地質柱状図が示されております。

当温泉の取水深度は約1,318mから1,406mの間、それから1,417mから1,494mの間であり、湧水が湧出します地表近くの帯水層との間には難透水層が複数存在することから、帯水層が

異なることがわかります。

また、井戸の構造図からわかりますように、地上から1,000mの深さまでは、ケーシング管の周囲にセメントによる遮水が施されており、浅い層の地下水の流入を防いでおります。

これらのことから、当温泉が湧水に影響を与える可能性は非常に低いと考えられます。

なお、水道水源井戸につきましては、周辺 1 km以内には存在いたしません。

資料2-1に戻りまして、次に許可基準3の「温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内にあること」についてです。

申請地は、図1で示しましたように、吐出口断面積が 21cm^2 以下、1日当たりの揚湯量が 150m^3 以下の規制基準地域となります。

本計画では、動力の吐出口断面積が 12.5cm^2 、1日当たりの揚湯量は 68m^3 となっているため、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては「温泉の採取に際して、温度や揚湯量などのモニタリングを実施すること」という意見がありました。これにつきましては、計器の設置や記録、都への報告等につきまして、事業者が対応することを確認いたしております。

以上のことから、温泉部会では、練馬区桜台における温泉動力の装置については、「許可相当」と判断いたしました。

続きまして、「諮問第402号 江戸川区船堀の温泉掘削について」、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、図2に周辺に既存温泉が存在しますが、ここで再び参考資料4を御覧ください。

1の許可基準に示されていますが、新規に掘削する温泉と、既存温泉の深度がともに200m以下の場合、既存温泉から、距離にして200m以上離れている必要がございます。

資料にありますように、当申請の井戸は掘削予定深度200mで、既存温泉の深度も200mより浅いことから、制限距離は200mとなります。

当申請の井戸と、最寄りの既存温泉との距離は、約430m離れており、この基準を満たしております。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、周辺 1 km以内に、水道水源井戸及び湧水は存在いたしません。

なお、許可基準とは直接関係ありませんが、掘削予定地から 8 mほどの距離に、現在、申

請者が使用している既存の水井戸が存在します。

この水井戸の深さが150mであることから、温泉井戸と水井戸がお互いに干渉することを防ぐ必要があります。

そこで資料3-2を御覧ください。

この図は温泉井戸のケーシング計画図ですが、ストレーナーの位置を130mより下に設定し、地上から130mまではセメントまたは粘土により遮水を行う計画となっております。

水井戸の取水深度が最も深いところで115mであるため、温泉を水井戸と同じ層から取水することを避ける計画となっていることがわかります。

資料3-1に戻りまして、次に許可基準3の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてでございます。

敷地境界から掘削地点までの8mの距離の確保や、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講ずることを確認いたしました。

そのほか、部会でも審議内容といたしましては、現在、浴用に水井戸を使用しているため、地盤沈下防止の観点から「温泉が出た場合には、水井戸の揚水量を減少させるか」といった質疑がございました。

これについて、事業者は「水井戸の使用量は減少させる」と答えております。

また、騒音対策に関する質疑では、発電機を幹線道路側に寄せるなどの配慮を行う旨、事業者に確認いたしました。

以上のことから、温泉部会では、江戸川区船堀における温泉掘削については、「許可相当」と判断いたしました。

次に、「諮問第403号 神津島村鏑崎の温泉掘削について」、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料の4-1を御覧ください。

まず、許可基準1の既存温泉への影響についてですが、周辺1km以内に、鏑崎温泉の既存源泉など、複数の源泉が存在しますが、島しょ地域は地質構造上、距離規制の対象地域外となっております。

また、新規温泉を稼働する際には、最寄りの源泉を廃止する予定にしているため、周囲の源泉への影響は少ないものと考えられます。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、掘削地点の南東約600mの場所に湧水が存在いたします。

ただし、湧水地点は掘削地点よりも標高が高い上、温泉の取水深度は100mより下に設定していることから、当温泉が湧水に影響を与える可能性は非常に低いと考えられます。

資料4-2を御覧ください。

地上から100mまではセメントで遮水され、100mより深いところからの取水を計画していることが確認されます。

再び資料4-1に戻りまして、次に、許可基準3の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてです。

島しょ地域は、可燃性天然ガスの噴出のおそれのある地域とはなっておりませんが、敷地境界から掘削地点までの3mの距離の確保など、温泉法等に基づいた安全対策を適切に講ずることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、既存源泉が塩分により激しい腐食を受けている状況を考慮し「井戸や動力装置の材質を工夫すること」、また「将来的には海水の影響を受けにくい場所を探求することが必要ではないか」といったような意見があり、申請者側も理解を示しておりました。

以上のことから、温泉部会では、神津島村鏑崎における温泉掘削については、「許可相当」と判断いたしました。

以上で、私からの御報告とさせていただきます。

○福永会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして田中部会長からの部会報告を踏まえまして、御審議をお願いしたいと思います。御発言の方は挙手をお願いいたします。

河野委員。

○河野委員 質問を一つさせていただきます。

区画整理事業が東小金井駅周辺で施行中ということなのですが、今、写真で見ますと、かなり更地もありますけれども、この駅周辺の町の状況がどうなっていくのか、住宅、マンション、業務用のビルの建設の見通しなどを把握されておられるのでしょうか。

それからもう一つ、御説明があったかもしれないのですが、今回、造られます共同住宅の戸数は何戸なのでしょう。聞きもらしたのかもしれないので、お聞きしておきます。

○福永会長 よろしいですか。

事務局。

○田中水環境課長 2つ質問をいただいたと思います。

1 つは、区画整理に関する全体概要を把握しているかということでございますけれども、それについて、私どもでは把握はしてございません。

今回の温泉の計画に対して、審議をしているところです。

それから、2 点目ですけれども、共同住宅の人数ということなのですけれども、現在の計画では、50 人の人数で計画していると把握しております。

以上でございます。

○福永会長 どうぞ。

○河野委員 区画整理が進みますと、やはり、いろいろな住宅や業務用のビルも建っていくと思うのです。

私、前にもこの審議会に参加させていただいておりました。

当時、2007 年になります、ちょうど 6 年前でしょうか。渋谷区の松濤でシエスパという温浴施設の爆発事故がありまして、3 人の方が亡くなられました。あの事故を教訓にして、基準の見直しがされて、規制が厳しくなったということも、東京都が努力されたということも記憶しています。

私たちは、以前から温泉は限りある貴重な資源であり、掘削については、本当に必要かどうか、きちんと判断をしていくことが必要だということの意見を述べてきたのです。

特に、営利の目的が強い温浴施設や、付加価値がつくマンションなどの温泉掘削は、できるだけ規制していくことが望ましいという立場をお伝えしてまいりました。

一方で、地域の経済を支える役割を果たす島しょ部の温泉とか、各地域の銭湯などの掘削については賛成してまいりました。

今日諮問されている 400 号議案は、こうした点に照らしますと、問題があると感じるのですけれども、既に温泉井戸が設けられている状況に至っております。

したがって、現状を考えれば、400 号議案には同意をいたしますけれども、今回も共同住宅併設であるということに鑑みて、今後、安全対策への配慮について一層の御努力をお願いしたいということを意見として述べておきます。

以上です。

○福永会長 ありがとうございました。

ほかに。

石川委員、お願いします。

○石川委員 石川です。

私も、この諮問第400号について、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、参考資料4のところに、部会長からの御説明、許可基準に関する御説明でしたが、教えていただきたいのは、参考資料4の下に、指導基準というものがございします。その2番に個人利用に関する指導基準ということで、集合住宅での各戸給湯利用ということで、揚水量をこう指導するということが書かれているのですが、教えていただきたいのですが、今回、400号、一般には開放する予定ではないという場合、この共同住宅でオフィス複合であったとしても、この場合、個人利用なのか、何なのかとそれが少しわからないので、温泉部会としては、こういう一般には開放しないということは限りなく個人利用だと思うのですが、こういったものの指導基準というものをどこに置かれて御判断なさったのかということが知りたいということでございします。

これは各戸給湯ということで、1日当たり、1世帯当たり0.5m³とされておりますが、先ほど事務局から50人というお話がありましたが、それは多分間違いで50戸であろうと、50人ということはありませんので、50戸だろうと思うのですが、オフィスが幾らかとか、そういうことがわかりかねますので、給湯方式は異なったとしても、限りなく個人的な利用における揚水量の総体というものは、やはり押さえておく必要があるのではないかと思いますので、その点、少し御説明ではわからなかったものですから、教えていただきたいということが1点でございします。

2点目は、周辺自治体から御意見があつて、地下水保全の配慮を行うということで、事業者が了承しているという記述がございしますが、どのような地下水保全の配慮を事業者が了承していたかという内容について、教えていただきたいということが2点です。

3点目は、資料1-2のケーシング図ですね。これでございしますが、地下水の流入を防ぐために、フルホールセメンチングという措置をそれぞれ案件ごとに恐らくさまざまな地質の状況に応じて施していると思うのですが、400号の場合には、300mまでがフルホールセメンチングになっております。これに對しまして、桜台では約1,000m、その3倍以上のフルホールセメンチングが行われております。

したがいまして、地質上、違うのかもしれませんが、このフルホールセメンチングを行う要するに長さですね。それから基準、これは地下水保全という観点から見ますと、極めて重要でございしますので、何ゆえ、小金井と桜台とが3倍以上違うのか、この辺について教えていただきたい。

以上3点でございします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの３点について、事務局よりお答えをお願いします。

○田中水環境課長 御質問ありがとうございます。

400号に関する３点の御質問なのですが、まず、１点目、参考資料４にある適正利用に関する許可基準、指導基準に関する考え方のところだと思うのですが、まず、今回のこの案件につきましては、集合住宅で、共同利用するためのお風呂ということで、各戸に給湯するようなお風呂ではございません。

したがって、ここにある基準には合致せず、共同利用ということで考えております。

それから、50人ではなく、50戸ではというお話がございましたけれども、申請者からは50人の利用人数ということで聞いてございます。

２点目で、地下水保全の配慮として、具体的にはどのようなことを行うのかということなのですが、これは、今後、地元小金井市等との協議で決まっていくということになります。

３点目ですけれども、フルホールセメンチングの長さ等だと思うのですが、これは先ほど部会長からも取水深度、それから難透水層、透水層の関係で、問題がないと御説明をいただきましたが、フルホールセメンチングの長さにかかわらず、その難透水層の重なり方から見て、今回については適切であると判断したということです。

○福永会長 部会長、今の最後の質問の件で補足はありますか。

○田中温泉部会長 このケーシングにといいますか、フルホールセメンチングですね。これは恐らくそれぞれの場所の地質の状況等によって、設置するかしないかというところが出てくると思います。

資料1-2の小金井市の場合は、深度300m以深の柱状図を見ていただきますと「砂岩・泥岩互層」というものずっと続いております。

これは、非常に水を通しにくい層であるということからして、ここではそれより上部に存在します砂礫、砂岩の水色で塗りました透水層の部分を十分遮水しておけばよろしいということで、こういう設計になっているのだと思います。

ということで、フルホールセメンチングをどこまでやるかを、その場所の地質状況に依存しますので、必ずしも全て同じ深度までやるというわけではないというものの例であると思います。

それから、質問２の地下水保全の配備を行うことといいますのは、先ほど事務局からお答えがございましたように、これから関係自治体との協議によって進められていくことと思

ますが、その「1 申請概要」の一番下に括弧で書いてございますように「（適正な揚湯量とすること、雨水浸透施設の設置等）」を施すというようなことが関係自治体から要望が出てきておりますので、具体的にはこの辺に関して、事業者との間で協議が行われるということになるのではないかと思います。

私からは以上です。

○福永会長 ありがとうございました。

どうぞ。

○石川委員 柱状図、ケーシングに関しましてはわかりました。

やはり指導基準の部分ですけれども、いわゆる集合住宅であれ、オフィスであれ、開放しないものというのは、用途としては限りなく個人的なものになると思うのですが、そうしますと、この温泉関連に関しましては、こういった集合住宅、要するにほかに開放しない、そういったものに関する基準というものはないということなののでしょうか。

それで、申しわけないです。質問を終わらせてますので。

今後は、こういったことが非常に増えていくと思いますので、もしないというのであれば、どのような御方針なのかということの一つ伺いたいということです。

それから、地下水の保全に関しましては、今のお話ですと、そうすると諮問を受けてお答えをする私どもとしては、自治体の裁量に任せるということで、内容は余り詳しく掌握しないでお認めするという理解でよろしいのでしょうか。

以上2点です。

○福永会長 はい。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

1点目ですけれども、温泉法では、申請者が法人であるか、個人であるか、共同利用か、個人利用かということについて、規定する定めがまずないというのがございます。

ただ、東京都といたしましては、この参考資料4のタイトルにもありますように「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」という観点から、個人利用に関しては、温泉法の規制にかかわらず、指導基準として改めて定めさせていただいて、実際に申請に来る事業者の方々とこの指導基準に基づいて指導していくということでございます。

本件はあくまでも共同利用の浴場への給湯ということであって、この制限には該当しないということになりますけれども、利用実態につきましては、今後も注視しておきますし、温泉採取の許可等の場面も含めまして、実態に即した揚湯量とするよう指導していくというの

が私どものスタンスでございます。

○田中温泉部会長 私からよろしいですか。

○福永会長 どうぞ。

○田中温泉部会長 ただいまの本件の許可に関する御説明は、事務局の御説明でよろしいと思いますが、私のほうから補足する形で御説明いたします。

温泉法の第4条に「許可の基準」という項目がございます。

これによりますと、温泉の許可申請があった場合には、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないという規定がございます。

ここで関係してきますのは、当該申請にかかわる掘削が温泉の湧出量や温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき、それから、当該申請にかかわる掘削が公益を害するおそれがあると認めるときなどです。これらに該当しない場合は、許可をしなければならないというのが温泉法の第4条でございます。

東京都は、これをさらに都の状況に合わせまして、先ほど事務局から御説明がありました参考資料3、4、5というような形で、この第4条をさらに補足する形で都独自の制限等を設けてございます。

今回の、この諮問第400号は、この基準に照らし合わせまして、許可相当であるという判断をしたということでございます。

それから、都の参考資料4、5等にも記載してございますが、実際に適正な利用が行われているかどうかということに関しましては、温泉法の第34条に「報告徴収」という項目がございます。

これに基づきまして、東京都は許可した温泉の利用状況について、事業者から随時報告を求めることができるということがございますので、適正利用については、それを行うと。

それからもう一つは、第35条に立入検査ができるという条項がございます。この立入検査によりまして、適正に温泉資源が利用されているかどうかチェックできることになっておりますので、これを許可した後の形での対応になるかと思っておりますけれども、そういう温泉法に基づいたチェック体制が決められておりますので、それによって適正な温泉利用を把握していくということになってくると思います。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○金井委員 許可基準に入っているかどうか、わからないのですけれども、この温泉を造ったときの排水に関しては、何か考慮をされる状況になっているのでしょうか。特に、温泉施設ですから、温排水が出てくると思いますね。これが浄化関係あるいは直接外部に出ているような場合があるかどうか。特に神津島の場合、少し離れたところなので、海岸にどのように出されているのがあるのかどうか、気になったのですけれども、そういったところの確認あるいは影響の予測評価に関しての規制というか、何か考えられているようなことがあるのかどうかというのが1点聞きたいところです。

それからもう一つは、401号のところで温度のモニタリングをされていますけれども、これは温度変化とか、湯量の変化といったものは、何か一括管理というか、情報をどこかに集めるようなシステムがあるのかどうか、東京周辺はいつ直下型地震が起こってもおかしくないと言われてから何年も経っている状況で、そういう情報が集まっているのだったら、何か有用に使えるのかなと思ったものですから、その点もあわせて聞かせていただければと思います。

○福永会長 今、2点の御質問がございました。

○田中水環境課長 ありがとうございます。1点目、排水についてですけれども、今回、4件ございまして、それぞれ下水道が整備されているところについては、下水道に流れることになります。

それから、島のほうですけれども、洗い場で使うような温泉、そのまま石鹸や何かが混じったようなものについては、処理をしてから排水をすることになると思います。

それ以外、余ったようなお湯につきまして、そのまま海に排水されるということになります。

2点目、総括してモニタリングしたものがあるかというようなお話だと思いますけれども、現在、そこまでのものはございません。

○福永会長 はい。

○金井委員 ありがとうございます。

やはり、温排水の影響に関しては、温度に敏感なものもありますので、これは何らかの形で予測評価といったものが行われるシステムがどこかで必要かと思います。

○福永会長 ありがとうございます。

ただいまのは御意見ということでよろしゅうございますか。

○金井委員 はい。

○福永会長 ほかに御発言ございますでしょうか。

どうぞ。

○河野委員 私、久しぶりに参加させていただいたので、うっかりしていたのですが、一つ一つの事案について審議というよりもまとめて伺ったり、意見を申し上げてよろしいですか。

○福永会長 一括した審議をしておりますので、もし御質問や御意見があれば、もしよろしければ、諮問番号をおっしゃっていただいて、その件に限定にして御質問をいただくということでもよろしいですか。

○河野委員 すみません。申しわけありませんでした。

一括してと思わなかったものですから、最初の400号からだと思っていたので。では申し上げます。

402号について伺いたいと思います。

江戸川区船堀の温浴施設の掘削の問題です。

私も江戸川区に住んでおります。この荒川と中川放水路のそばの健康ランド、今、まねきの湯と名前が変わりまして、温浴施設が造られて長く経ちますが、この場所は、荒川と中川放水路のそばのいわゆる東部低地帯ゼロメートル地帯という場所です。

かつて江戸川区は、地下水の汲み上げなどで、軟弱地盤ということもありまして、地盤沈下が著しかった地域であります。

今回、温泉掘削が申請されている場所の近くには、先ほど御説明がありましたように、都営住宅、公団住宅、民間マンション、そして大型スーパー、駅なども近くにありますが、そういう住宅の密集地、市街地であります。

ここに地盤沈下をはじめとして、掘削によっていろいろな影響が出ないのかどうかということが1点懸念があります。これは1つお伺いしたいことです。

それから、また、地下水の状況なのですが、地図に示されておりますように、近くに「船堀つるの湯黒湯温泉」と「乙女温泉」それからこの先のもう少し離れたところにも、同じような名前で「乙女湯」という、やはり温泉、銭湯が存在して、船堀駅周辺の3カ所の温泉、銭湯は、地域の人たちにも親しまれているところなのですが、ずっと以前に、今、この地図の掘削する☆印の北側の「200m」と書いたあたりのところに、企業が立地していたのです。ここのところに井戸を掘ったときに、乙女温泉あたりの水の出が非常に悪くなったという歴史もあるようなのですが、今回の掘削によって、この地下水に実際に影響が出

ないのかどうか。このことも1つの心配ということがあるものですから、そういうことについても調査されているのかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○福永会長 はい。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

2点ということですが、1点目、地盤沈下の影響についてということですが、先ほども資料で御説明させていただきました参考資料4で距離等を定めております。

まず、1つは地盤沈下防止という観点から、今回、こういった距離制限の中で判断してまいります。

今回の申請者である江戸川区船堀の株式会社コシダカという申請者につきましては、既存の水井戸がございまして、先ほど部会長の御説明の中でもございましたけれども、既存の水井戸と今回の温泉井戸の水の量をトータルで余り変わらないようにする、今まで汲んでいた量と変わらないようにするというをお約束いただいているところですので、その意味では、今までと状況が量としては余り変わらないということになるかと思います。

同様に、周辺の、今、ある既存の温泉への影響という意味でも、同じようなことが言えると考えております。

○福永会長 はい。

○河野委員 もう一点伺います。

先ほどお話ししました銭湯3カ所、かなり古くから営業しておりまして、特にあけぼの湯という名前で営業している乙女湯温泉は、江戸時代の末期からずっと東京で一番古い公衆浴場だということで、東京の温泉という本にも紹介されているくらい歴史を持っています。

それぞれ、今、お話ししました3カ所の銭湯、大変営業には苦勞されておりまして、工夫も凝らされています。

私も参りますが、今回、株式会社コシダカによる温泉の掘削計画、地域の銭湯の営業を脅かすということをおっしゃっている方も地域ではいます。

大きな資本を持つ企業がどんどんと温浴施設を造ったら、地域で頑張っている銭湯が閉鎖せざるを得ないという声があるわけなのですけれども、この審議会は、自然環境を保全する、保護するという目的で審議がされている審議会ではあるのですが、限りある貴重な地下資源の温泉を掘削すること、そのことについて、影響がどうあるかということとあわせて地域経済の問題などでも奮闘されている、頑張っている銭湯の皆さんのお声も調査してみるということも必要なのではないかと思うのですが、お考えをこの機会に伺っておきたいと思います。

○福永会長 はい。

○田中水環境課長 限りある資源に対して、営利企業であるとか、そういうところが使うことに関してどのように考えているかというような趣旨かと思えますけれども、先ほども御説明させていただきましたが、温泉法では、申請者が法人であるか、個人であるか、公共目的なのか、営業目的なのか、それが温浴施設なのか、銭湯かということについての制限の規定はございません。

ただ、東京都におきましては、先ほど部会長からも補足をいただきましたけれども、過去の過剰な地下水揚水によって地盤沈下が発生し、その影響が多大だったことに鑑みて、さまざまな距離規制でありますとかを設けさせていただいております。

これらの規定を踏まえて、それぞれの案件について、適切に審査をさせていただくというスタンスで臨みたいと思います。

○福永会長 はい。

○河野委員 では、意見だけ申し上げます。

今、お話しいたしました銭湯の問題なのですが、最盛期の1968年ごろに比べて、今ではもう約3割に減ってしまっていると言われています。

東京全体では、710件になって、今後、さらに文京区などでも2カ所が廃業するということも聞いています。

一方で、今回、掘削に当たる株式会社コシダカは、東北から四国、九州まで温浴施設を全国展開されているわけです。

地元ではまねきの湯というこの施設がもしスーパー銭湯ということで、今よりも入浴料を引き下げていけば、銭湯はやっていけなくなるという心配もされております。

冒頭申し上げましたように、限りある大事な資源の温泉を営利を目的というのと違うかということもあるかもしれませんが、やはりそういう営利に絡んで掘削をしていくことは、できるだけ抑制するべきと私たちは考えますので、諮問の402号については、反対の立場を表明させていただきます。

○福永会長 ありがとうございました。

それでは、御意見はほかにございませんか。

どうぞ。

○山本委員 諮問403号の神津島の件なのですが、今まで地盤沈下であるとか、湧水のお話をずっと伺ってきまして、それに一応、適合状況であるというお話も伺いました。

私のこれからの御質問は、少し視点を変えまして、環境保全の観点から、この403号の、今回、温浴施設、温泉保養センターを造るという目的でこれを申請されておりますけれども、この周辺は、例えば小学校とか中学校などのそういった関連のものは近くにありますでしょうか。それがまず1つです。

それから、今の、温浴施設、温泉保養センターを造るということですが、これは広い意味での風俗営業なども含まれますでしょうか。もし、小学校、中学校などがございましたら、通学状況とか、交通状況が多少変わってくるのではないかと。要するに、温泉保養センターということで、風俗といってもいろいろございますけれども、飲食店、ゲームセンターなども風俗に含まれるのではないかなという懸念がございますので、伺っておきたいと思えます。

やはり、都心部と違いまして、島の場合、小学校、中学校はこういう大きなこの地図で見る限りにおいては、かなり近くに大きな道路が走っております。これが通学及び生活道路として使われる可能性があるとなると、ここに温泉保養センターのような、大きなものができますと、かなりそこら辺の影響もあるのではないかなと懸念しましたので、お伺いいたします。

○福永会長 はい。

○田中水環境課長 諮問403号の、現在、温泉掘削を予定している場所、ここにあります利用する施設の温泉保養センターですが、当施設は、平成3年6月に開業して、島民の健康管理、ふれあいの場ということで、オープンした施設でございます。これまで先ほども御説明しましたように、幾つかの井戸を掘りながら営業をずっと続けてきておりまして、島の方々も利用されている施設ということでございます。

周りに学校とかというようなお話がございましたけれども、南側を少し離れると、集落がございますけれども、その集落の方々も御利用されるような施設ということで聞いております。

○福永会長 よろしゅうございますか。

○山本委員 通学路として使われるということはあるですか、その前の近くの道路は。

○福永会長 会長からお答えしてよろしいですか。

私は島には、たびたび訪れておりますが、この写真を御覧いただきますと、非常に後背地は崖になっておりまして、島のいわば外れのようなところでございまして、ここに通学路等が求められてはおりませんで、ここからさらに外れてこの地図を見ていただきますと、この

切り立った中にぽつんとある温泉、島民のための施設でございまして、風俗とか、その他のものは、これは影響ないと通常、これまでも営業しております。

したがいまして、村民の方あるいは島を訪れた観光客の方々が心を癒やしたり、体を癒やしたりという意味で、これを御利用されているようでございまして、その井戸がだんだん年とともに温泉量が減ってきましたので、新しく掘り直す、こういう案件のようでございますので、御懸念のような御心配はないのではないかと会長としては思います。

○山本委員 どうもありがとうございました。

説明よくわかりました。

保養センターというのが、なかなか広い意味がございますので、念のために伺いました。ありがとうございました。

○福永会長 失礼しました。

どうぞ、御質問の方がいらっしゃれば。

○五十嵐委員 都民委員の五十嵐と申します。

温泉のことは詳しくないのですが、今、会長からも御説明がありました、こちらの古い温泉はだんだん休止、あと廃止していくということですが、それは自然的にはどういう状態にあとはなるのかということと、もう一つ、聞き逃してしまったかもしれないのですが、401号案件で、桜台の温泉については、改築に伴い新しいものを掘られるように伺ったのですが、そちらはそうすると、前の井戸はどういう状況になっているのか、今後について聞き逃したかもしれないので、御説明いただければと思います。

○福永会長 はい。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

2点、1つ目が神津島の話ですけれども、今、使っております既存の井戸は、2号井と4号井です。3号井は既に休止中という状況なのですが、今回、新しく5番目になる井戸を掘って、その井戸の使った給湯が順調にいくようになって、軌道に乗りましたら、2号井、4号井は順次廃止していくということで計画しておりまして、廃止された後はその井戸については埋戻しをするということになってございます。

それから、2点目の諮問401号の練馬区桜台の既存の水井戸ですけれども、これは並行して利用されるということでございます。

○福永会長 それでは、よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

○山中委員 先ほど、反対意見が出されました諮問第402号について、2つほど意見を述べさせていただきたいのですけれども、現行の基準ですと、各井戸の影響圏というものを深さに応じて決めているわけなのですけれども、例えば、周囲1km圏内に、深さ200mの井戸であれば、10本以上掘削することができるということになってしまって、それはやはり総量として見た場合に、看過できないケースもあるのではないかという気はするのです。

ですので、今は、今ある基準で対応するしかないと思うのですけれども、今後に向けて、各井戸の影響圏という視点だけではなくて、もう少し広域的にみた場合の総量規制のようなそういう基準を検討していただく必要があるのかなというのが1つ目の意見です。

それからもう一点は、401号のほうでは、温泉部会で、モニタリングをするようにという提案を出されたようのですけれども、この402号につきましても、既にモニタリングの計画は盛り込まれているのであれば結構なのですけれども、もしそういうことが含まれていないのであれば、やはりその推移のモニタリング等をして、周囲の既存の温泉に影響は出ないかということをチェックしていく必要はあるのではないかという、これが2点目の意見です。

以上です。

○福永会長 事務局、よろしいですか。

○田中水環境課長 2点目のモニタリングについて、401号についてはモニタリングというお話があったけれども、402号についてはどうかというお話なのですが、これについても、環境確保条例に基づいて、揚湯量をしっかり測定して、それを報告することとしておりますので、その中でしっかりとモニタリングをしていただくということを指導していきたいと思っています。

○山中委員 揚湯量だけではなくて、その水位というのが、影響を見る上では重要になるかと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○田中水環境課長 水位についても確認しております。

○福永会長 まだ御質問ございますか。

○五十嵐委員 先ほどの質問に戻ってしまって申しわけないのですけれども、伺ったのは、402号の船堀には、水井戸の利用は減少すると書いてあったのに、桜台には書いていなかったのもので御質問をさせていただいたのですね。

それともう一つ、神津島のほうも軌道に乗るとというのが大体どのぐらいの目処というのがわかれば教えていただきたいと思います。

○田中水環境課長 江戸川区の案件について、双方を勘案して、片方を減らしてくださいと

お願いしているのは、お互いの取水深度が非常に近いということもありますので、影響を与えるだろうということもあるので、そういったお願いをしております。

今回の練馬区の案件につきましては、既存の水井戸は非常に浅いところでして、先ほどの図で見ると、かなり幾つかの層を経た下のところから新しく水を汲みますので、そういう意味では帯水層、取水する帯水層が違うので、影響はないということで、それぞれを正しくモニタリングしてくださいということになると思います。

○福永会長 もう一点の神津島の使わなくなるまでの時間というような御質問もあったようですけれども。

○田中水環境課長 もう一点の神津島の件なのですけれども、軌道に乗るまでというのは、なかなか難しいのですが、今、使っている4号井をお金をかけながら苦勞してでもお湯は出ますので使っているという状況なのです。

既存の2号井の近くに今回の5番目の井戸を掘るのですけれども、2号井を止め、5番目の井戸が期待している量や温度が出るようになり安定してから、ほかの井戸を止めると聞いていますので、どれぐらいというのは、まだわからないと思います。

○五十嵐委員 何度もしつこくて申しわけないのですけれども、2号井と4号井は廃止する方針と書かれていまして、もう長く3号井や2号井は放置されているような印象を受けましたので、やはりきちんとした計画を持ってやっていただく必要があるのかなという印象を持ちました。

○福永会長 どうぞ。

○田中温泉部会長 山中委員からの御質問がありました総量規制についてですけれども、この総量規制は非常に難しい面がございまして、具体的には温泉地域で源泉がかなり密集しているようなところでは、モニタリングをして源泉の水位が下がってきているというようなところでは、総量規制をやっているところも日本ではございます。

東京都の場合、まだそういう状況にはないということですが、やはり水位とか温泉の湧出量とか、そういうデータをモニタリングしつつ、その湯量が低下してきているというような状況が出てきた場合には、そういう方向にいく必要があるのではないかと。

ですから、モニタリングのデータというのは、非常に重要になりまして、平成21年に環境省が出しました温泉資源の保護に関するガイドラインでも、モニタリングをやる必要があるということをうたっておりまして、新規のこういう申請に関しましては、各地方自治体が温度それから揚湯量、それから水位、電気伝導というようなものをお願いして継続して測定す

るようにという指導をしております。

東京都もその方向に沿って指導しているということで、その結果によって、総量規制までする必要があるのかどうかというようなことが、今後、考えていく必要があるのではないかなというところでございます。

○福永会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○長瀬委員 河野委員や山中委員が発言されたことは非常によくわかるわけです。

私は、40年間くらい、温泉や地下水の行政の周りで研究的な仕事をやってきました。

日本では、民法第207条に土地の所有権は地下に及ぶというのがありまして、これは非常に強く、ものすごく重いものです。

温泉法も民法の流れに沿っているわけです。

例えば熱海では、かんけつ泉のような形で蒸気が噴出していたわけですが、それがなくなったということで調査をして、温泉をどう使っていくか、という延長上に温泉法というものがあるわけです。

そういう流れの中で、ここの審議会で自然法とか、温泉資源をどうやって使っていくかということを審議するわけです。

私ども研究者はそういう中で、温泉や地下水が公の資源だというようなことを言ってきました。

例えば秦野では、地下水は市民共有の財産と位置づけて、法律や条例でそれを管理してきましたが、しかし、30年来そのような行政をしてきた秦野でさえ、最近の裁判では、地下水は使えるのではないかというような空気が出てくるわけです。

そうすると、法律の人たちはそのような意見に対して、地下水は市民共有の財産であるとしているのは全国で秦野だけで、ほかはどこもそんなことはやっていないのではないかと思います。くらい、民法第207条は日本全体で見ると非常に大きい考え方なわけですね。

我々は、温泉の許可を出すときに、当然、温泉法、それから東京都ではもっと厳しい、いろいろな許可基準を作っています。

許可基準は、十数年前に当時のあらゆるデータを集め、安全率をとり、許可できる基準として作ったわけです。

それをもとに、部会で審議してきているわけですが、でも十数年も経っていますから、少し社会情勢も変わってきており、もう少しここで新しいものを考えて欲しいという希望を、

部会の中でいつも言っているわけです。

その間、ずっと、お金をかけないで、温泉掘削業者などのデータをなるべく集めてきているわけで、そのデータを、調査する人にはなるべく公開して欲しいと伝えてきているわけです。

そういうことが研究されれば、それだけ地域の地下水に対しての情報が広がりますから、そういう努力を事務局でもやってきてもらっているわけです。

地下水は、この間の国会で水循環基本法が国会に出る予定でした。これはもう30年も40年前も地下水を公水として位置づけようとしていた経緯があるわけです。

今のこのような状況で、今回の国会で、その法は出せなかったようですが、いずれにしても、その法律は今年出なければ来年か、といったところだと思います。

水循環基本法で、地下水がどのように位置づけられるか問題なのですが、多分、東京都も国の動きを見て、例えば東京都の地下水の現況を調査して、十数年前に作ったこの許可基準を今の時代に合わせて作り、さらにこのような審議会のときのデータに活かしていくと思うのです。

ただ、そのときにはお金はかかりますから、委員の先生方でそのような議論をされる方はそういう面で協力をお願いしたいと思うのですが、河野委員から御反対というような意見もありましたけれども、私はこの点については、今の状況では許可をするのが適当だと思っているわけです。

以上です。

○福永会長 どうもありがとうございました。

時間が相当経過しております。それぞれ御予定がある方がいらっしゃいますから、これからの御意見等は手短にお願いいたします。

○須田委員 須田です。手短に。

私は、生態系とか、生物多様性の保全にかかわっているのですが、その点で一番大事なものは浅層地下水と表層水なわけです。

温泉の議論を聞いていますと、掘削とか揚湯に関しては非常に細かく配慮されているのを感じるのですが、先ほども金井委員から御意見がありましたが、その後の排水の適正な処理、それについて、もう少し深い審議が全体として必要かと思います。

特に、下水があるところは、下水道に流せば適正に処理されるものと信じておりますが、例えば、西多摩の、きちんと公共下水道が整備されていないところで、今後、例えば温泉の

掘削が行われた場合に、その排水がどのように処理されるのか、温排水がそれは水質だけではなくて、水温が高いものが、例えば水温の低いはずの西多摩の河川に流れた場合、どういう影響を及ぼすのかということが非常に気にかかりますので、その点、今後、ずっと議論を深めていただければ。もしあるのであれば、私が不勉強ですが、その点はお許しいただきたいのですが、そのように思います。

○福永会長 ありがとうございます。

それではもう一方。

○近藤（和）委員 簡単に意見を言わせていただきます。

先ほど、402号で質疑の中で、反対という意見が一つ出ました。でも反対の内容を見ますと、銭湯が歴史があって、その銭湯がなくなってしまうのではないかという御意見でございました。

実は、銭湯と銭湯の間には、距離間の規定がございます。300mとかの間には銭湯はできませんよという規定があります。

例えば、健康ランドであれば、これは部署は違うかもしれませんが、一つの方法として見れば、銭湯から1km以内にはそういうものはできませんよという条例ができれば、その辺のところはクリアできるのではないかなと思いますので、検討という意見ということでお願いをいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは。お諮りをさせていただきます。

それぞれ御意見が出尽くしたようでございますので、諮問第400号、諮問第401号、諮問第403号、この3つの諮問につきましては、反対の御意見がございませんでした。

したがって、この3件については、温泉部会長の御報告のとおり「許可相当である」と認め、知事に答申をいたしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○福永会長 もう一つの諮問第402号議案につきましては、反対の意見がございました。

個別の採決をしてまいりたいと思いますので、この諮問402号につきましては、皆様の表決をいただきたいと思います。

なお、臨時委員の方には、東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定に基づきまして、議事に関係のある温泉部会の臨時委員、近藤和幸委員、益子委員にのみ採決に加わっ

ていただくこととなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、「諮問第402号 江戸川区船堀の温泉掘削について」の採決を行いたいと思います。

反対の方の挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

○福永会長 それでは、反対者少数ということで、諮問第402号につきましては、同じように「許可相当である」ということで答申をしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定をされておりました案件の審議は全て終了いたしました。

大変長時間にわたりまして、熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。

事務局から何か報告事項はございますか。

○横山計画課長 特にございません。

○福永会長 それでは、大変長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、第129回東京都自然環境保全審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時58分 閉会